

令和8年1月吉日

各 位



## 決算・確定申告指導（支援事業）の申込みについて 《要！予約》

前略、皆様方には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、決算・確定申告の時期が近づいて参りました。商工会では例年どおり、決算・確定申告の支援事業を行います。商工会職員は隨時お手伝いさせていただきますので気軽にご相談下さい。

尚、指導をご希望の方は、別紙申込書にて FAX または電話 (25-5522) にて事前にご連絡下さい。  
場合によっては、書類を預かり後ほど来会いいただくこともあります。

また、下記日程で税理士による相談日をもうけますので、お気軽に税理士へもご相談下さい。  
※ 例年期限間近は大変混雑しますので、できるだけ早めに来会されることをお勧めします。  
(早期手数料減額制度あり)

申告期限	決算・確定申告	3月16日（月）まで
	消費税申告	3月31日（火）まで

**(税務署必着です)**

税理士の相談日 2月 → 18日(水)  
3月 → 3日(火)・4日(水)・6日(金)・13日(金)・16日(月)  
時 間 午前10時～午後4時 (正午～午後1時は休憩)  
手 数 料 裏面参照

- ※ 決算書や申告書が送付されない場合でも申告はできます。
- ※ 別紙の持ち物チェックリストでチェックして書類を揃えて下さい。
- ※ 同封の決算書は、下書き用としてお使い下さい。
- ※ 混雑を避けるため、完全予約制とします。
- ※ 訪問による支援は対応できません。

同封以外の決算書の様式（白紙）が必要な方は、商工会までお越しいただくか、  
国税庁のホームページからダウンロードしてください。（右側QRコード）



◎この講習会は、岐阜県の補助金を活用しております。

## 「年末調整」及び「決算・確定申告」の手数料について

	商工会員の場合	商工会員でない場合
年 末 調 整	源泉徴収事業所 1軒あたり <u>500円</u> 、 及び、従業員 1名あたり 500円とする。	源泉徴収事業所 1軒あたり <u>5,000円</u> 、 及び、従業員 1名あたり 500円とする。
決 算 ・ 確 定 申 告	<p>清書した申告書を、商工会へ提出した時期 により、以下のとおり</p> <p>◎ 2月 15 日以前に商工会へ提出の場合 一事業所あたり 3,000円</p> <p>◎ 2月末日までに提出の場合 一事業所あたり 4,000円</p> <p>◎ それ以降に提出の場合 一事業所あたり 5,000円</p> <p>ただし、消費税申告書・白色申告書など、 他の申告書がある場合は、 1枚あたり 1,000円を頂戴いたします。</p>	<p>決算・所得税確定申告指導手数料として 一事業所あたり <u>15,000円</u></p> <p>消費税確定申告指導手数料は 申告書 1枚あたり <u>5,000円</u></p> <p>その他の申告書がある場合は、 申告書 1枚あたり <u>2,000円</u></p> <p>会員でない場合、 上記手数料は、指導前に頂戴いたします。</p>

令和 7 年度

FAX：25-5538

令和7年分 決算・確定申告 消費税申告の申込書

※来会のみの対応となります。

下呂商工会へ来会

来会希望日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時

住 所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号（携帯電話番号）\_\_\_\_\_

※必ず持ち物チェックリストに☑して確認の上、ご来会下さい。



TEL 25-5522

FAX 25-5538

## 決算・確定申告の持ち物

### 1. 売上・仕入・経費等の合計を記入してお持ちください

売 上	12月31日までの掛売上分が計上漏れになっていませんか	<input type="checkbox"/>
仕 入	12月31日までの掛仕入分が計上漏れになっていませんか	<input type="checkbox"/>
経 費	科目ごとに経費の年間合計額を計算してきてください	<input type="checkbox"/>
償却資産	昨年購入した10万円以上のものはありますか ある場合は、名称・購入月・金額を調べてきてください	<input type="checkbox"/>
	売却、下取り、廃棄してしまったものはありますか ある場合は、名称・売却・下取金額・売却・下取り月を調べて下さい	<input type="checkbox"/>
棚 卸	12月31日時点の商品在庫の金額を集計してきてください	<input type="checkbox"/>



### 2. 「控除証明書」等の関係書類をお持ちください

国民健康保険料	・控除証明書がハガキで届きます	<input type="checkbox"/>
	・紛失された場合、総合事務所や市役所で証明書を再発行できます	
国民年金	・控除証明書がハガキで届きます	<input type="checkbox"/>
	・紛失された場合、年金事務所にて再発行できます	
生命保険 地震保険 小規模共済 等	・各保険会社等から控除証明書が届きます	<input type="checkbox"/>
医療費控除	・領収書を「人ごと、かつ病院ごと」で集計してお持ちください	<input type="checkbox"/>
配偶者控除	・配偶者の方の収入がわかるもの(源泉徴収票等)をお持ちください	<input type="checkbox"/>

※あくまで控除の一例です その他必要に応じて資料をご持参ください

### 3. その他 持ち物

年末調整時の 書類一式	・専従者給与や給与の支払いがある方のみお持ちください	<input type="checkbox"/>
税務署から届く 「確定申告のお知らせ」	・前年の確定申告を書面で提出した方のみ、ハガキで届きます ・予定納税や中間納付の金額が載っています	<input type="checkbox"/>
昨年までの 申告書・決算書控え	・控えを綴ってあるファイルなどをお持ちください	<input type="checkbox"/>
給与・年金等の 源泉徴収票	・事業収入以外に収入がある方はわかるものをお持ちください	<input type="checkbox"/>
本人確認資料	・運転免許証やマイナンバーカード、マイナンバー通知カード 等	<input type="checkbox"/>